

家庭的保育事業等について

1 家庭的保育事業等とは

家庭的保育事業等は、保育所（定員20人以上）より少人数の子どもを保育する事業であり、都市部における待機児童の解消や人口減少地域における保育基盤維持など、地域における多様なニーズにきめ細かく対応していくことを目的として、新制度において新たに創設された認可事業。

家庭的保育事業等は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4つの事業類型がある。

2 家庭的保育事業等の事業類型

(1) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業。

(2) 小規模保育事業

少人数（定員6人から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。

※小規模保育事業については、複数の類型が存在し、それぞれに定員や職員配置等が異なる。

(3) 居宅訪問型保育事業

障がい、疾病などで個別のケアが必要な場合や施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、その乳幼児の居宅において1対1で保育を行う事業。

(4) 事業所内保育事業

会社等で雇用される従業員の子どもと地域の子ども（地域枠）を一緒に保育する事業。

※事業所内保育事業については、複数の事業類型が存在し、それぞれに定員や職員配置が異なる。

3 連携施設について

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う施設を適切に確保する必要がある。

保育内容の支援	合同保育、健康診断、園庭開放、保育についての助言
代替保育の提供	職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供
卒園後の受け皿の設定	家庭的保育事業等は、満3歳未満の乳幼児を受入対象とした事業であることから、卒園後の受入れ先を確保する必要があるもの